

## 茨木市告示第70号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置するものがその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

### 1 届出事項の概要

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) 茨木東太田一丁目商業施設計画

所在地 茨木市東太田一丁目 23- 1

#### (2) 変更事項

##### ①駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 駐輪場の位置 別添図面 図3-1のとおり

駐輪場の収容台数 58台

(変更後) 駐輪場の位置 別添図面 図3-2のとおり

駐輪場の収容台数 220台

##### ②荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 荷さばき施設の位置 別添図面 図3-1のとおり

荷さばき施設的面積 169.3㎡

(変更後) 荷さばき施設の位置 別添図面 図3-2のとおり

荷さばき施設的面積 ①169.3㎡②32.0㎡

##### ③廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 廃棄物等の保管施設の位置 別添図面 図3-1のとおり

廃棄物等の保管施設の容量 19.7㎡

(変更後) 廃棄物等の保管施設の位置 別添図面 図3-2のとおり

廃棄物等の保管施設の容量 ①19.7㎡②21.45㎡

##### ④駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 4箇所

出入口の位置 別添図面 図3-1のとおり

(変更後) 出入口の数 3箇所

出入口の位置 別添図面 図3-2のとおり

##### ⑤荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前7時00分から午後7時00分

(変更後) 荷さばき施設①午前6時00分から午後9時00分

荷さばき施設②午前6時00分から午前9時00分

- (3) 変更年月日 令和6年5月30日
- (4) 届出年月日 令和6年4月8日

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 縦覧の期間 令和6年4月19日から令和6年8月19日まで
- (2) 縦覧の場所 茨木市駅前三丁目8番13号  
茨木市産業環境部商工労政課 本館7階

3 意見書の提出先

〒567-8505  
茨木市駅前三丁目8番13号  
茨木市産業環境部商工労政課

令和6年4月19日

茨木市長 福岡 洋一